

平成27年第5回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成27年12月7日（月曜日）

○議事日程

平成27年12月7日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
6 番	山 田 耕 治 君	7 番	三 原 昭 治 君
8 番	河 杉 憲 二 君	9 番	山 根 祐 二 君
10 番	安 村 政 治 君	11 番	橋 本 龍 太 郎 君
12 番	吉 村 弘 之 君	13 番	山 本 久 江 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	中 林 堅 造 君
16 番	久 保 潤 爾 君	17 番	田 中 健 次 君
18 番	平 田 豊 民 君	19 番	今 津 誠 一 君
20 番	木 村 一 彦 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	行 重 延 昭 君	23 番	松 村 学 君
24 番	高 砂 朋 子 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君
土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	岩 田 康 裕 君
消 防 長	三 宅 雅 裕 君	教 育 部 長	末 吉 正 幸 君
上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、橋本議員、12番、吉村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、24番、高砂議員。

〔24番 高砂 朋子君 登壇〕

○24番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして、3点の質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

1項目め、除草及び防草対策について質問をいたします。

ここ数年、市道や市営住宅等の雑草の繁茂や除草に関する市民からのさまざまな声を聞いてまいりました。身近な地域の除草作業は、自治会などで自主的に環境美化のために取

り組んでいただいているわけですが、少子高齢化が進む中で人手不足などの御苦勞を聞いております。若いころは除草できていたのに、最近は危険を感じ除草できなくなった場所があるという声や、年をとり草刈り機がうまく使えなくなったとの声なども聞いております。

こういった状況に加え、近年の高温多湿の異常気象は、雑草の繁殖力をさらに増しているように思われ、雑草繁茂の問題への解決に新たな取り組みが必要となってきているのではないのでしょうか。

私は、平成26年度の決算審議の際、除草費用全般について質問し、今後の対応を求めました。国土交通省のホームページを見てみますと、雑草問題に対し、除草だけでなく、防草対策についての取り組みが紹介されています。

このような背景から質問をさせていただきます。

1点目、市道、市営住宅等の除草は、自治会、シルバー人材センター、NPO法人、民間事業者等の皆様の御協力により実施されております。自治会におかれましては、身近な地域の市道や市営住宅等の除草に御協力いただいているわけですが、シルバー人材センター、NPO法人、民間事業者等の皆様へは、こういった場所をお願いしているかなど委託状況を伺います。また、市として把握している課題等があれば、あわせてお聞かせをください。

2点目、国交省北陸地方整備局ホームページに、公共事業コスト構造改善プログラムがアップされており、道路維持管理の最適化を目指す取り組みとして、ある場所において人力肩かけによる除草から草抑えコンクリートによる除草に変更し、ライフサイクルコストの削減が見られたということでした。

また、内閣府沖縄総合事務局開発建設部主催の道路行政セミナーのテーマは、道路防草対策検討会についてということで、維持管理がしやすいもの、雑草抑制効果が高いもの、景観に映えるものなどを条件に上げ、どんな植栽が効果的な防草対策になるか、どんな構造物が防草対策になるかという研究をされ発表されておりました。

雑草が生えているところを繰り返し除草する、もしくは全部コンクリートで固めてしまうという発想ではなく、防草対策という観点も念頭に置き、市道等の安全の確保や景観や環境にも配慮し、維持をするために場所に適した手法を今後選択していくことが重要になってくるのではないのでしょうか。防草対策となる植栽や構造物を市としてぜひとも研究をし、取り組んでいただきたいと思います。御所見を伺います。

3点目、花壇に自主的に花苗を植えるなどして、市営住宅等の景観維持に努めてくださっている方々もいらっしゃいます。個人の場合、グループの場合とそれぞれだと思います

が、いずれにしても御自身で花の苗を購入され、管理をしてくださっています。今後、協働事業として防草対策にもつながるローメンテナンスの花苗等の植栽を推進したらどうでしょうか。

市内の市営住宅等を一斉にということは難しいと思われませんが、せめて自主的に私財を投じて環境整備に取り組んでおられる方たちへの配慮があっているのではないかと思ったわけでございます。植栽を通して環境整備につながることはもちろん、地域づくりや生きがいつくりにつながっていくと思います。御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 土木都市建設部でございます。除草及び防草対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の市道、市営住宅の除草作業の委託状況についてのお尋ねでございますが、市道の除草につきましては、シルバー人材センターへ市道の未供用区間や道路課管理地の除草を委託し、民間事業者等へ市道の路肩やのり面の除草作業を委託しております。

平成27年度11月現在での路線数及び費用は、除草路線数71路線、委託料約1,431万円で、内訳につきましては、シルバー人材センターへ委託したものが17路線、約240万円、また民間事業者等へ委託したものが54路線、約1,191万円でございます。

このような除草作業の委託については、毎年恒常的な支出となっておりますことから、何らかの対策を講じなければならないと考えているところでございます。

市営住宅敷地内の除草等の環境整備につきましては、入居者に管理運営をお願いしておりますが、斜面などの危険な場所や、入居者が管理し得ない状況が発生した場合には、シルバー人材センター等に業務を委託しております。

平成27年度11月現在での樹木の剪定等も含めた事業所別の委託件数及び費用でございます。シルバー人材センターに10件、約81万円、NPO法人青空に13件、約33万円となっております。

2点目の防草対策の実施についての御提案でございますが、市といたしましても、市道路線脇の除草には、先ほどにも御答弁申し上げましたように、毎年多くの費用を費やしていることから、現在、草の生育を防ぐため、路線の路肩にコンクリートを張ることを検討しているところでございます。

この工事の施工により、除草作業の委託料に比べ、一時的に多額の費用が生じますが、長年にわたる維持管理費を考えますと、除草に係る予算の削減につながるのではないかと考えられますので、施工する路線の選定等について、今後、検討してまいりたいと考えてお

ります。

3点目の花苗の植栽の推進でございますが、市営住宅の敷地内での花の苗等の植栽につきましては、一部の住宅で入居者の方が取り組んでおられ、住環境の向上に役立っていることは、議員御指摘のとおりでございますが、敷地の状況によりましては、駐車場等のスペースの確保を優先しておりますことから、花壇の設置が困難な実情もございます。

また、その市営住宅や各棟ごとの入居者の総意がなければ、継続的に花壇を維持することが難しい面もありますので、今後どのような対応ができるのか、市といたしましても研究してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、市におきまして、自治会等から花壇づくりの申し出に対しまして、市が花壇登録団体として承認をいたしますと、花木センターで育苗しております花の苗を無料配付することができる制度がございますので、各市営住宅の管理人を通じ、周知してまいりたいと考えております。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 今回、除草及び防草対策についてということで取り上げをさせていただいたんですけれども、私にとって防草——草を防ぐと書きますが、こういった言葉は余り聞き慣れておりませんでしたし、言い慣れていない言葉でございました。

今回の質問に当たりいろいろ調べ、今後、少子高齢社会の中にあって、雑草繁茂の問題には新たな防草対策が必要なんだということを確認したわけでございます。今後の取り組みにぜひ期待をしたいと思っております。

改めてシルバー人材センターへの委託について質問をさせていただきます。

先日、シルバー人材センターを訪ね、さまざまな除草に関する状況を聞かせていただきました。自治会等からの除草の依頼状況をお聞きいたしますと、ことしは8件ということでした。近年、増加傾向にあるということをおっしゃってございました。事前に計画的に申し込んでいただけるので、シルバー人材センターとしても年間計画に組み入れやすいということでございます。

シルバー人材センターに頼んでも、地域の環境美化をしていこうという自治会の皆様の思いと、シルバー人材センターの高齢者の就業機会の確保をしていきたいという思いは、今後ますますマッチングしやすいところではないかと思っております。

繁忙期は、人員の不足で個人からの要望——急な要望、そういったものに対してはお断りをしたり、お待たせをしたりすることもあると、そういったことでございました。シルバー人材センターに対し、市民からの需要もどんどん増えている状況にあって、公益社団

法人として安定した運営を図っていただくことが市民の願いでもある、そういうふうにして帰ってきたわけでございます。

こういった状況があることを市としてしっかりと把握しておいていただきたいなということをおもいました。このような状況を市としてどのように捉えておられるか、この辺をちょっと雑駁ではございますけれども、お聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 議員おっしゃるとおり、高齢者の雇用という面で、シルバー人材センターを使っていただきたいといいますか、いただけることはありがたいことでありまして、市においても今の市営住宅、市道のほうで——危険な箇所はさすがにシルバーさん、きついんですよね。斜面が急とかでね。そういったすごく危険な箇所以外であれば、ぜひシルバーさんを使って、市営住宅、市道の除草をやってもらうように、発注するのは私どもでなくて土木都市になりますので、よく話し合って活用のほうをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ぜひともこういった生きがいを持って頑張っておられる方々をしっかりと今後活用していくと。自治会の方におかれましても、自分たちでできないところをシルバー人材センターに頼んでも環境整備に努めていきたい、そういった思いを持っていらっしゃるということでございます。

しっかりと活用をしていきたいという御答弁でございました。土木都市建設部のほうと御協力の上、しっかりと活用していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

現在、シルバー人材センターにおかれましては、最高齢の方は何歳ですかというふうにお聞きしますと、草取りで頑張っているいらっしゃる91歳の女性がいらっしゃるそうです。去年93歳の方がおやめになられた。そういうふう聞いてまいりました。

シルバー人材センターは2階にございますけれども、階段もトントントンと上がられる方がほとんどですと、そういうふうにおっしゃっておられました。お元気に生きがいを持たれて、福祉の受け手から社会の担い手として活躍されている登録者の方々のますますの御活躍、そして御健勝をお祈りしたいと思っております。

次に、市道の除草、防草対策の件でございますけれども、国道や県道は、中央分離帯や歩道内に植栽のためのますなどがありますが、市道に関しては、それが余りなく、植栽による防草ということはなかなか少ないかもしれません。しかしながら路肩に雑草が生い茂り、通行や景観を阻害するような箇所に対して、除草を繰り返すだけでなく、雑草繁茂を

防ぐ工法を取り入れていくことが必要ではないかということをおもっているわけですので。

先ほどは、調査をして、なかなか厳しいところはコンクリートで固めていこうと、そういった御答弁だったかと思っております。しかしながら、先ほど御紹介をされましたように、さまざまな研究機関、また国においても防草対策をどういうふうにしたらいいか、構造物はどういうふうにしたらいいかということをお研究しております。市におかれましても、さまざまな工法をお研究していただきたいと、そのように感じております。この点について、もう一度、部長、御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 道路に関します除草につきましては、各自治体、各道路管理者、非常に大きな課題となっております。

御提案をいただきましたように、このトータルコストでの低減ということにつきまして前向きに検討が必要と考えております。コンクリート張り、あるいはシート張りといった土木工法、また植物による工法、これらの適地も検討しながら、試験施工も含めまして、コスト低減に向け検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） どうか研究のほど、よろしくお願いをいたします。

景観をよくするだけでなく、維持管理も簡単にできるということは、持続可能なインフラ整備にもつながっていくことだろうと思っております。

また、不法投棄抑止にもつながっていくことだろうと思っておりますので、今後の展開を待ち望みたいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

先日、吉村議員が、市民との協働による花と緑のまちづくりについて質問をされました。花壇登録制度により花苗を提供とのことをございました。

市営住宅におきましても、こういった登録制度があることを周知していきたいということをございましたので、しっかり皆様に教えてさしあげていただきたいと思っております。

花壇のコンクールが定着しております宇部市も、花づくりに取り組みやすい環境づくりを行うために花苗を配付してこられました。本年2月、花であふれるまちづくり及び花壇コンクールに関するアンケートをされまして、それをまとめて公表されておられます。今後は、市民の声を反映されて、花と緑をプロデュースする事業を新年度から展開されるように紹介をされておりました。

市民と協働し、花と緑でまちづくりをしていく取り組みは、生きがづくり、またコミュニケーションづくりにもつながる大切な取り組みだと思っております。

吉村議員の質問のときにもおっしゃってございましたけれども、お花が好きな方は市内にもたくさんいらっしゃるわけでございます。そういった方たちの思いがまちづくりに反映されていくのではないかとこのように改めて思っております。今後の取り組みに期待をしたいと思っております。

最後に市営住宅等の花壇整備の件で再質問をいたします。

例えば、市民の方々から要望があった場合、その花壇登録をしない方でもできるかどうか、それは柔軟な対応をしていただけるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 花苗の無料配布ということの御質問かと思っておりますけれども、今現在、花苗の配布につきましては、先ほど御答弁を申し上げましたように、花壇登録をしていただくという前提で無料配布をさせていただいております。もう既に147団体という非常に大きないろんな方に御協力をいただきまして、もう私ども感謝を申し上げている次第でございますけれども、花壇の大きさ等には制限がございませんので、サルビアとマリーゴールド、パンジー、今、その3種類の配布でございますけれども、ぜひとも御理解をいただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） わかりました。

市営住宅等の管理をしてくださっているのは、グループ、棟ごとであったりとかもいらっしゃるんですけど、中には、私個人でやっていますとそういった方もいらっしゃる、なかなか大きな住宅等におかれましては、合意形成を図るのがなかなか難しいというふうなことも想定されるのではないかとお聞きしたわけでございます。

また、市営住宅等の花壇整備をしていらっしゃる方々へ、丁寧な周知をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

先ほど、紹介をいたしました宇部市のアンケートの中に、まちが花いっぱいと感じるために望ましいところはとありまして、道路沿いが40%と最も大きく占め、道路沿い等の花壇に適した花の種類については、水やりが余り要らないポチュラカ、宿根草で維持管理が簡単なガザニアが1位、2位を占めておりました。

我が家にも、このガザニアを長年植えておりますけれども、防草対策の優等生のお花でございます。配布している花の種類で育てることが難しいものという問いには、1位がサルビア、2位が姫金魚草ということで、理由としては、倒れやすい、枯れやすい、水の管理が難しいということが挙げられておりました。サルビアは市の花でございます。大切

にしていきたい花ではございますけれども、また私も何度もこのサルビアを植えては、枯らしてしまった苦い経験があるわけですが、確かに長く楽しもうとすると、上級用の難しい花だなということを思っております。

これは余談になりましたけれども、そういった花のことを花の詳しい方にお聞きをしていくと。そういったことも効果的ではないかと思っております。

今回、除草・防草対策について質問をいたしました。人口はどんどん減少していく、また少子高齢化も進む中であって、自然を大切に、環境整備を怠るわけにはいきません。であるならば、発想を変え、手法を変え、同じ予算をかけていくなれば、またランニングコストのことも注視しながらということであれば、シルバー人材センター、そしてNPO法人、そして民間事業者の皆様方の御協力をいただき、効率的で効果的な維持管理を実施していくことが大切だと思っております。今後の取り組み、どうかよろしく願いをいたします。

それでは、2項目め、市営納骨堂の設置について質問をいたします。

平成23年6月の一般質問において、少子高齢化が進む中、核家族化や非婚化による単身者の増大によって、新たな墓地需要に対応するため、市営納骨堂が必要ではないかと質問をいたしました。そのとき市長より設置に向けて進めてまいりたいとの答弁をいただいております。

また、平成26年3月の予算委員会におきまして、市営墓地管理事業について、毎年墓地を20区画ずつ供給されているとのことだが、今後どの程度の期間、供給が可能でしょうか。

また、その後はどのように考えているかということを私も質問をさせていただきまして、残りが約250区画ほどあることから、10年以上は供給が可能、その後は全国的に樹木葬や納骨堂などといった埋葬に対するニーズが多様化している状況を研究しつつ、本市に適した方法で区画数を確保していきたいと答弁をされております。

10年という期間はあっという間に過ぎていきます。今後さまざまな公共施設の更新問題に取り組んでいかななくてはなりません。その中で、お骨を納めるところがないという状況は何としても避けていかななくてはならないと思います。

11月24日の山口新聞に「少子化、非婚化で変わるお墓選び」との見出しで、近年、お墓の継承に不安や悩みを抱えている人の増加で、納骨堂等の需要が増えてきているという内容が紹介されておりました。お墓とはこうあるべきという堅持しなければならないものがある一方、多種多様な状況、お考えに対応していくことが今後は必要であり、新しいお墓の需要に対応していく時代に入っているのではないかと改めて思っております。改め

て市営納骨堂の設置についての御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、本市の墓地需要対策につきましては、これまでの一般質問でお答えいたしておりますとおり、無縁区画の整備などによりまして、供給可能となった墓地区画を新たに貸し出すことを基本として対応を図っているところでございます。

しかしながら、現在の核家族化や未婚、非婚などによる単身世帯の増加に伴いまして、家族のあり方が様変わりしている中で、お墓や、さらには埋葬に関する意識が多様化しておりまして、従来の墓地区画の貸し出しだけでは、さまざまなニーズにお応えすることができず、時代に即した取り組みを改めて検討する必要があると日ごろから考えております。

議員御案内の納骨堂を含めた墓地などの供給計画を検討するには、市営墓地を経営・管理する観点から、広域的な需給バランスの確保が必要でありまして、永続性が求められる墓地の特性から長期的な視野に立って進めることが重要でございます。

平成27年3月に——ことしの3月、公益社団法人全日本墓園協会から公表された「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」によりまして、「現在の超高齢社会、核家族化の進展などを踏まえると、今後の墓地需要がさらに高まることが予測されるが、一方で同時に人口減少社会も到来しており、ある時期をピークとして墓地需要は減少する」との指摘もございまして、墓地などの供給計画はまさに慎重に進めなければなりません。

こうした中、本市では、議員から御質問をいただきました平成23年以降、県内他市の納骨堂も含めた市営墓地などの運営に関する調査を実施したり、本市の墓地などの公募に応募された方を対象として、納骨堂に関する設問を設けたアンケート調査を行うなどして、墓地などの需要把握に努めているところでございます。

また、ことしの10月に実施されました県内13市の衛生主管課長会議におきましても、本市から「市営墓地等の貸出状況及び新設の検討について」との議題を提出しまして、納骨堂を含めた墓地などの整備について協議を行い、県内他市との情報共有を図っているところでもございます。

しかしながら、大きな時代の変化に伴い、さらに精度を高めた調査・研究が必要となりますことから、このたびの第四次防府市総合計画の見直しに合わせまして、リーディング事業の一つとして、墓地・墓園の適正管理と将来の墓地需要への対応を掲げ、納骨堂を含めた墓地・墓園の需要の把握と計画的な供給につきまして、積極的に取り組んでまいりた

いと考えております。

その手始めとして、平成28年度に確かな需要を見極めるための市民アンケートを実施いたしました。より多くの御意見を頂戴し、的確な分析を行った上で、今後の墓地などのあり方について、納骨堂の設置も含めた総合的な検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 社会環境の変化ということも重要な条件になってくるといことだと思っております。長期的な視野に立ってということでもございました。墓地需要の低下を見越してという言葉もございましたけれども、市民アンケートの実施等によって皆様の状況をしっかり把握していただいて、今後の適正管理に努めていただきたいと思います。

前回の質問のときにも御答弁をいただいたわけですが、やはり無縁区画があるということですね。そういったことは、やはり管理をする方がいらっしゃらないから、そうなるわけであって、墓地にお墓を立てて、そこで納骨をし、お祭りをしていくということがだんだんできなくなってくる。そういった状況の中で、納骨堂等も視野に入れて適正管理をしていただきたいと思いますというふうに思っておるわけです。

やはりお一人で暮らしていらっしゃる方のお話を聞いたことがございますけれども、自分の納骨をする場所を確保しておきたいと。それで永年供養をしていただけるようにしておくことが、本当に必需性を感じていると、そういった切実なお話でもございました。そういったことから皆様の声をしっかり聞いていただいて、納骨堂を含む適正管理を今後の計画の中にしっかりととどめておいていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

大河ドラマ「花燃ゆ」も終わりに近づいてまいりました。このドラマのおかげで、私は、大楽寺にある楫取夫妻のお墓に手を合わせに行くことができたわけでもございます。亡くなられた方をしのび手を合わせることができるのも、お墓が大切に守られてきたからだということをしみじみと思いました。

市内には、維持管理されることなく無縁墓となったお墓もたくさんあります。どんな状況にある方にも安らかに眠れる場所と願っております。そういった思いを込めてこの質問を終わります。

最後に、高齢者の健康支援について質問をいたします。

今後、迎える超高齢社会に向けて、健康寿命の延伸は大きなテーマになってまいります。厚生労働省は、平成25年8月に、平成37年（2025年）に向けての国民の健康寿命

が延伸する社会の構築を目指して、予防、健康管理に関する取り組みをまとめ、公表いたしました。

ポイントは、高齢者の介護予防等の推進、現役世代からの健康づくり対策の推進、医療資源の有効活用に向けた取り組みの推進、この3点でございます。

そのうち、高齢者への介護予防等の推進の中には、介護予防、認知症の早期支援、高齢者の肺炎の予防、生涯現役社会の実現が上げられています。

今回の質問は、高齢者の肺炎予防に焦点を当て質問をさせていただきます。

肺炎は、平成23年から脳血管疾患を上回り、日本人の死亡原因の第3位となっており、平成26年は約12万人の方が亡くなっておられます。大変高い数字でございます。日常的に生じる成人の肺炎のうち、4分の1から3分の1は肺炎球菌が原因と考えられています。

厚生労働省は、高齢者の肺炎による罹患率を減少させることを掲げ、平成26年10月より、高齢者を対象にした肺炎球菌ワクチンの接種の費用の一部を公費で負担する定期接種を開始しました。肺炎球菌は、主に気道の分泌物に含まれる細菌で、唾液などを通じて飛沫感染し、気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあるとされています。重篤な状況を防ぐために、より多くの方への予防接種の推進をしていくことが重要です。

平成26年10月1日から平成31年3月31日までの間に、5歳刻みで、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方を対象に、定期接種を1回だけ受けることができます。定期接種の対象者は、毎年異なるため、接種の機会を逃さないように配慮していく必要があります。

平成26年は、半年間、今年度はまだ途中でございますけれども、残すところ3カ月間となりました。今年度の対象の方が、接種されないまま新年度となることも心配されます。新年度においても、より多くの方に接種していただきたいと願うところです。これまでの接種状況と今後の接種勧奨をどのように推進されるか、お聞かせをください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 高齢者の健康支援について私のほうから御答弁申し上げます。

成人用肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えいたします。

ワクチンの接種対象者は、その年度に65歳になる人及び60歳以上65歳未満の人であって、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する人ですが、平成26年10月1日から平成31年3月31日までは、経

過措置として対象者について特例が設けられており、各年度において、70歳、75歳、80歳と、5歳刻みで100歳になる人についても対象となっております。

ただし、各年度の対象者となっても、平成26年10月1日以前に、既に任意で接種した人や対象となる年度に接種されなかった人については、定期接種として受けることはできません。

市民の皆様方への接種の周知につきましては、今年度当初に市広報に掲載するとともに、対象となる年齢の人には、個別に、はがきによる御案内を行っており、さらに来年の2月1日号では、市広報で再度御案内を行う予定としております。

なお、このはがきの送付件数は、平成26年度及び平成27年度において、それぞれ約7,500件となっております。

また、ワクチンを接種された人は、平成26年度は約4,000人、平成27年度は、10月末現在でございますが、約2,300人となっております。接種率は平成26年度が53.7%、平成27年度は、10月末現在で31.0%となっております。それ以外に、例えば任意に接種された方もおられると思いますが、こういった方の人数については、実際には把握が困難でございます。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の広報活動につきましては、御存じのとおり、テレビコマーシャルや新聞広告などのマスメディアを通じて行われておりますが、本市においても、昨年度同様、市広報や対象年齢の人へはがきによる御案内を継続し、市民の皆様への周知を図ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

接種の状況をお聞きいたしました。平成26年は53%、今年度は31%ということで、半ばではございますけれども、来年3月までにより多くの方が接種をしていただきたいなということを思っております。

市広報等で再度勧奨されるようでございますけれども、市のほうからの広報にも力をしっかりと入れていただきたいということをお願いしておきます。

肺炎球菌ワクチンのコマーシャルも流れておりましたので、名前は聞いたことがあるという方は結構いらっしゃるかと思いますけれども、こういったものなのか、こういった効果があるのか、そういったことがわかりにくい、おわかりにならない方も多いのではないかと思います。ここでちょっとわかりやすく説明をしていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 肺炎球菌ワクチンについての御説明をということでございます。

どのような効果があるかということでお答えいたしますが、厚生労働省の報告によりますと、まず高齢者の肺炎のうち、約半数が肺炎球菌による発症であると、このように言われております。

また、肺炎球菌には、確認されているだけで、93種類の血清型がありますが、今回は23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチンの接種というふうになります。

そのうち、これで23種類に対して効果があります。これにより肺炎球菌による肺炎の実際の8割に発症予防の効果があると言われておりますし、あるいは発症した場合でも重篤化を防ぐ効果があるというふうに言われております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

市のホームページには、「接種歴を確認しましょう。既に肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある人は対象にはなりません」と一言、末尾に書いてあるわけでございます。生涯の接種回数は1回ということで、国は再接種を勧めておらないわけですが、そういった意味では、この注意事項としては大変重要な一言だと思えます。

ワクチン接種の周知を勧めていかななくてはならない状況がある一方、二重接種を防ぐ方法も必要ではないか、そういうふうに心配しておるわけでございます。その点をどのようにお考えでいらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

今年度は、再勧奨の御案内を市広報で掲載されるということでございますけれども、新年度は、新しい対象者にまた個別のはがきで御案内をしていただくわけですが、二重接種への注意喚起を促す文言を一言入れるだけでも効果的なのではないか、このようなことを私も思ったわけでございますけれども、この二重接種を防ぐ方法ということでどのようにお考えなのか、改めてお聞かせをください。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） それでは、お答えいたします。

まず、5年以内の再接種につきましては、国のほうでは、必ずしも重大な健康被害が生じる可能性が高い事項とは言えないと考えられると申しておりますが、実際に健康被害が生じた場合には報告するように求められてもおります。

また、再接種は、初回接種時よりも副反応の頻度が高く程度も強く発現すると報告され

ておりますので、御指摘のとおり、重複接種は可能な限り防ぐ必要がございます。

そこで、市といたしましては、市広報や市ホームページだけでなく、接種対象年齢者の方に個別にお送りするはがきの中で、既に23価肺炎球菌ポリサッカライドワクチンを接種したことがある人は対象とならないことを明記し、まず周知を図っております。

しかしながら、過去に接種したかどうかわからない方、こういった方だけでなく、個人負担でも接種しようとする方、あるいは接種後5年以上経過している方、こういった方が接種をされたい場合には、定期接種であれ、個人負担接種であれ、まず医療機関に相談してくださいというふうに市広報にも載せておりますが、医療機関において副反応等のリスクについて十分説明していただき、同意の上、接種していただくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） どうか丁寧な注意喚起をよろしく願いいたします。

病院によっては、接種カードを配付して二重接種を防いでおられるところもあると、そういったことも聞いたわけでございます。効果的な方法の一つではないかというふうに思っているところです。どうか今後ともよろしく願いをいたします。

高齢者の健康支援には、さまざまな取り組みがございます。生きがいを持って、また希望を持って健康でお過ごしいただくための取り組みをさらに進めていただきますようお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、高砂議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、20番、木村議員。

〔20番 木村 一彦君 登壇〕

○20番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1番目の質問は、地球温暖化対策についてであります。

地球がだんだんおかしくなっている。今多くの方がこのように感じ始めています。異常な高温、異常な低温、異常な多雨、異常な少雨、異常な台風、ハリケーン、竜巻の発生などたびたび起こり、これらによる洪水や森林火災、海面上昇による国土の水没など、大規模で深刻な自然災害が世界各地で頻発しております。

日本でも近年、異常気象による大規模な自然災害が毎年のように起こっています。

平成21年の7月、我が市を襲った豪雨災害は、まだ記憶に新しいところであります。

れども、その後も昨年の8月は、広島市安佐南区を中心に大きな災害をもたらし、多くの人命を奪った大雨による土砂災害、そしてつい先ごろといいますか、ことしの9月、記録的な大雨で鬼怒川の堤防が決壊し、被害家屋2万戸以上ともいわれる広範な市域を水浸しにした茨城県常総市の大水害、この惨状は、荒れ狂う怒濤に押し流される家屋のすさまじいありさまや、間一髪、ヘリコプターによって命からがら救出された多くの住民を映した映像は、私たちの網膜に生々しく焼きついているところでもあります。もしこれが鬼怒川ではなくて佐波川だったならと想像すると、ぞっとするのは私だけではないと思います。

このように日本でも、かつてなかった豪雨がたびたび観測されるようになりました。日本の年間降水量の平均は、およそ1,700ミリであります。最近はたった1日か2日かで、これをはるかに上回る雨量が観測されることが珍しくなくなりました。

こうした記録的な雨の降り方は、高度経済成長の時代から積み上げてきた防災対策に見直しを迫っております。例えば、全国の大きな河川の堤防は150年とか200年に一度の降水量を想定しています。ところが、最近の雨は、この想定を上回ったり、上回りかねないものになってきています。これまでの対策の限界と言っている状況であります。

また、日本に上陸する台風の数も平均3個とされていますが、去年は10個という異常な量が上陸しました。これは1950年以來のことです。

こうした自然災害を引き起こしている異常気象の最大の原因は、言うまでもなく、人間によって人為的に引き起こされた地球温暖化であります。地球温暖化をストップさせることこそ、今や地球環境を守り人類の生存を確保する、この上での中心問題だと言わなければなりません。

イギリスの気象庁は、このほど、2015年の世界の気温について、産業革命前と比べて上昇幅が初めて1度を超える見通しだと発表しました。主な原因は、二酸化炭素の排出増とエルニーニョ現象で、同庁調査部門の責任者、ステファン・ベルチャー氏は、人類の活動の影響が現在の気候をもとに戻せない状態にしてしまったことは明らかだと警告しております。気温が1度違えば、緯度が100キロメートル下がったのと同じだと言われております。東京は100年間で5度気温が上がっておりますので、今の東京の温度は100年前の鹿児島島の南端と同じ気温だということになるわけです。

こういう状況が続いている中で、先月の30日からパリで、COP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）、このCOP21が開かれております。COP21は、産業革命期、これは1850年ごろを指しておりますが、この産業革命期に比べて、世界の気温上昇を2度未満に抑えるために、中国、インドなど、発展途上国を含めた全ての国を対象にした2020年以降——あと5年後ですね。この2020年以降の新たな国際的枠

組みづくりを目指しております。

会議を前に、約150カ国が自主的な温室効果ガス削減目標を提出しておりますが、今のところ、その目標を全て合計しても、気温上昇を2度未満に抑えることは難しい。そればかりか、場合によっては3度に達するおそれがあると、こういうふうに言われております。

目標改善のために、各国はさらに努力を求められておるわけではありますが、こうした中で、EU（ヨーロッパ連合）は、2030年までに1990年比で少なくとも40%削減。2050年までに1990年比で80%～90%削減。アメリカが2025年に——あと10年後ですが、この2005年比で26%～28%削減を打ち出しているのに対して、世界第5位の排出国である我が日本の削減目標は、2030年に2013年に比べて26%減。これは、EUなどと同じく1990年を基準にすれば、わずか18%減で、内外から、これは低すぎるんじゃないかと、こういうふうに批判をされているところであります。

こうした日本の低い目標の背景にあるのが、我が国のエネルギー基本計画、その中身は原発に固執すること、石炭を推進すること、再生可能エネルギーを抑制する。そういう中身がこの日本のエネルギー基本計画であります。これが横たわっているわけであります。

特に、二酸化炭素を大量に排出する石炭について、石炭火力は、最新鋭のものでも、温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が、天然ガスの約2倍、石油の約1.3倍あり、石炭火力をどう抑えるかが、今や国際的に重要課題の一つになっております。脱石炭火力、これが今や世界の流れとなっていると言えます。

イギリス政府は、18日、国内にある石炭火力発電所を2025年までに——10年後までに全て廃止する、全廃する方針を発表しました。

また、アメリカでは、既存や新規の発電所に二酸化炭素排出規制を導入しております。フランスでも、石炭火力の発電所の閉鎖が進められています。

ところが、日本は、石炭火力を2010年と同水準で使い続ける計画で、あろうことか、現在、国内には新たに48基の石炭火力発電所の建設計画が進められているんです。これらが全て稼働した場合、推計で年間約1億4,100万トンの二酸化炭素が新たに排出されることがわかっております。まさに世界の脱炭素の流れに背を向けるものと言わなければなりません。

建設が計画されている石炭火力発電所のうち、アセスの対象を下回る小規模なもの、これは11万2,500キロワット未満のものです。この小規模なものが15基ありますが、その大半が、ことしから3年後——2018年に運転を開始する計画になっております。

注目すべきは、この15基のうち1基が防府市で計画されていることです。このほか山口県内では、宇部市に60万キロワットの火力発電所が2基計画されております。こうした事態に地方自治体としてどう対処するのか、これは極めて重要な問題だと言えます。

そこで、本市の地球温暖化対策について、以下3点にわたってお尋ねいたします。

1、市の環境基本計画では、温室効果ガスの削減に向けて関連施策を推進するとありますが、現状では、どのような対策を講じておられるのでしょうか。

2、市内鐘紡町に、平成28年度着工の予定で、バイオマス・石炭混焼発電所を建設する計画が明らかになっておりますが、これに伴う環境への影響についてどう対応されるおつもりでしょうか。

3、石炭など温室効果ガス排出について、今後、市内事業者にどのように対応されるお考えでありますでしょうか。

以上、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、地球温暖化につきましては、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によりますと、1880年から2012年までの間に、世界の平均気温は0.85度上昇しており、気候システムの温暖化には疑う余地がないとされておりますが、世界の平均気温は、有効な気候変動対策がとられない場合、21世紀末には、最大で4.8度上昇すると予測されているなど、地球温暖化がもたらすさまざまな影響への懸念が高まっております。

こうしたことから、本市では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした防府市環境基本計画におきまして、個々の基本施策を推進していく上で、特に意識すべき視点の一つとして、「地球温暖化対策の推進」を掲げて取り組んでいるところでございます。

さて、議員お尋ねの1点目、市における温室効果ガス排出抑制に向けた対策の現状についてでございますが、本市では、温室効果ガスのうち、その大半を占める二酸化炭素を排出する要因である化石燃料の消費を減少させるため、市内の家庭や事業所を対象として、省エネルギーの推進と新エネルギーの普及を中心とした取り組みを行っております。

このうち、家庭への取り組みにつきましては、環境家計簿の積極的な活用を呼びかけるとともに、「省エネ・創エネ情報誌」の市内全戸配布を行うなど、継続的な啓発を行っております。

加えて、緑のカーテン普及促進事業を実施し、講習会の開催やコンテストによる優秀作品の表彰により、省エネルギー運動のきっかけづくりも行っております。

また、新エネルギーのさらなる普及のため、引き続き、本市独自の助成制度による住宅用太陽光発電システムの導入支援を行っているところでございます。

一方、事業所への取り組みとしては、CO₂削減キャンペーンを展開し、小まめな節電やエコドライブの推進などの呼びかけを行っております。本市といたしましては、こうした身近な取り組みによる市民一人ひとりの地球温暖化対策に関する意識の高揚を図っているところでございます。

続きまして、2点目の御質問の防府市における民間事業者が計画しているバイオマス・石炭混焼発電所に対する環境影響への対応についてでございますが、議員御案内のとおり、現在、旧カネボウ防府工場跡地におきまして、木質系バイオマスと石炭を混焼する火力発電所の建設が予定されておきまして、本件につきましては、現在、山口県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続が進められているところでございます。

本市は、県条例に基づき、事業者が作成した環境影響評価方法書に対しまして、環境保全の見地からの意見書を本年6月に県知事へ提出しておりますが、この中では、燃料がこれまでに吸収してきた二酸化炭素と、燃料の燃焼により排出される二酸化炭素の量が中立な状態、いわゆる「カーボンニュートラル」による二酸化炭素排出量の抑制が十分になされるよう、バイオマスの混焼比率を可能な限り増加させることについても意見を述べたところでございます。

なお、事業者は今後、県条例の規定に基づき、環境影響評価準備書を作成し、県及び本市に提出することとなりますが、環境影響評価準備書には、評価項目の一つとして温室効果ガスなどが含まれており、事業者は調査、予測結果に基づき、二酸化炭素発生量が実行可能な範囲内で低減されているか、国及び地方公共団体の計画と整合が図られているかといった観点による評価を行います。

この環境影響評価準備書に対しましても、本市は環境保全の見地から県知事に意見書を提出することとなりますが、この意見書の提出に際しましても、専門機関である防府市環境審議会にて御審議をいただきながら進めてまいります。

最後に、事業者に対する今後の市の対応についてでございますが、本市では、一定規模以上の設備を保有する事業者に対しまして、防府市環境保全条例の規定に基づき、温室効果ガス排出抑制のほか、公害防止や廃棄物の発生抑制といった幅広い分野での環境保全対策を求める環境保全協定を締結しております。

さらに、山口県公害防止条例に規定する指定工場と同等程度の規模を有する事業者とは、

大気、水質、騒音、悪臭の各項目の中から基準値を定めた細目協定も締結しており、締結事業者からは、協定項目に関して定期的な報告を求めるほか、市による測定により遵守状況を厳しく審査いたしてもおります。

本年11月末現在、環境保全協定につきましては37事業者、細目協定につきましては8事業者と締結しておりますが、バイオマス・石炭混焼発電所も含め、今後新たに事業者が設備を新設、または増設をする場合にも、必要に応じて協定締結に向けた協議を行ってまいります。

本市といたしましては、さきに申しあげましたとおり、環境保全協定締結事業者に対しましては、協定の趣旨にのっとり、地球温暖化対策をはじめとした環境保全対策を一層推進していただくよう求めるとともに、細目協定締結事業者に対しましては、協定値の遵守をお願いすることで、環境に十分配慮した事業活動を行っていただけるよう、今後も積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

以上、答弁申しあげました。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） それでは、再質問をさせていただきます。

2番目にお尋ねした鐘紡町に計画されている石炭とバイオマスの混焼火力発電所、この会社から出されている方法書によりますと、この火力発電所は、石炭を年間約34万トン、バイオマス燃料を年間約20万トン燃焼させる内容となっております。

今のお話ですと、バイオマスを混焼させるとCO₂がほとんど出ないというようなお話のように受け取りましたが、これは、実際に二酸化炭素はどのぐらいこの混焼によって出るのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） お答えさせていただきます。

今、バイオマス・石炭混焼発電所の計画がなされて環境影響評価をやっているところでございますが、今の計画では、一応25%程度のバイオマスを混焼するといった形で計画をされております。

それに基づきまして、どの程度の温室効果ガスが発生するかということでございますが、ちょっとそれが今確認がとれてはおりませんが、今試算で大体、本市——市ですね。市全体では大体年間170万トン程度の温室効果ガスが排出されているのではないだろうか。これは、はっきり言いまして厳密な試算というものができないわけでございます。

民間の家庭も含め、事業所も含め、それと自動車等による排ガスとか、そういったものも厳密に試算することが大変困難な状況でございますが、大まかな試算としては、大体

170万トン、年間排出されているのではないかとされておりますが、今回のこの混焼発電所につきましても、できるだけ温室効果ガスを抑制するために、できるだけこのバイオマスの混焼比率を上げてほしいという強いお願いは続けて行っておるところでございます。

ちょっと議員さん、御質問をいただいておりますこの発電所に関する温室効果ガスの発生量が、ちょっと今、はい、詳しい資料がございません。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 事前にちょっとそのことについて通告していなかったんで、部長のほうも用意がなかったんだろうと思います。いずれにしろ、幾らバイオマスと混ぜて燃やしても、二酸化炭素がかなり出ることは間違いないわけですね。

この問題は、家庭での排出と、それから事業所から出る二酸化炭素と両面あるわけですが、圧倒的部分はやっぱり事業活動に伴う二酸化炭素、温室効果ガスの排出が今世界的にも問題になっているわけです。世界の今、このCOP21でも、特にその中で石炭火力については、全廃、ゼロエミッション。ゼロにするというのが全体の方向なんです。

だからバイオマスを混ぜたから、多少それは石炭だけを燃やすよりは、排出ガスは少ないかもしれませんが、出ることは間違いない。そういう点では、やっぱりこれに対して、私どもは注視しなきゃいけないと思います。

先ほど申しましたが、アセスの対象を下回る小規模なもの、11万2,500キロワット未満の発電所は、環境影響の調査や住民からの意見募集という手続を経る必要がないために、短期間のうちに建設まで進んでしまうという特徴があります。

計画について報道がなく市民は計画を知ることさえできない可能性もあると。一般的に発電所は規模が小さくなるほど発電効率が低下し、高効率な大気汚染物質除去装置などの設備を備えることが難しくなる。アセスが不要なこのような小規模発電所が、市民の目に見えにくいところでさらに動いていく危険性があると、こういうふうに識者が指摘しております。

ですから、こういう動きにやはり我々は注目して、やはり厳しい対処をしていく必要があるのではなかろうかと。とにかく石炭火力は、もう世界的には認めないということに動きがなっているわけですから、そういう厳しい姿勢に立って、こういう問題に対応していく必要があるのではなかろうかというふうに考えます。

こういう点について市の――市も今努力されているようですけれども、やっぱり市の基本姿勢を条例ないし何かのガイドラインなり、何らかの形で市の姿勢をやっぱり内外に示していく必要があるのではなかろうかと。その点、そういう方向についてお考えがあった

らお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 地球温暖化と申しますか、排出規制に関する市のその姿勢ということのお尋ねでございますが、この地球温暖化というものに対しまして、今議員のほうからも御案内がございましたが、ただいまC O P 2 1がフランスパリで開かれておりますように、世界的な問題ということですと協議を進めてこられておりますが、これははっきり言ひまして、日本だけでも対応が難しい。

その中でも、防府だけで、じゃあどういった役割が果たせるのかと申しまして、なかなか具体的にその役割効果がお示しできるものではないとは思いますが、市民、国民一人ひとりがいかにその意識を持って毎日の生活をしていくか。事業者の方につきましてもどういった事業活動をしていくかということ、私どもは市といたしましては、地道にそういった意識を啓発していくことしか今のところないのかなという、ちょっと無力感とは申しませんが、そういったことしかちょっと今、市のほうではできないのではないかと、うふうには考えておりますが、先ほど市長答弁でも申しましたように、本市独自の政策と施策といたしまして、市民の方に太陽光発電の——住宅用太陽光発電の助成制度を本市独自として維持していったりと、そういった地道な施策を続けていくことしかないのかなというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 最初に申しましたように、この問題については、石炭火力については、日本は世界の流れから逆行しているんですよ。だからそういう非常に日本はおくれている、世界から批判されている状況にあるということをよく認識しなきゃいけないと思います。

その中で、どうこの問題に厳しく対処していくか、そして実際に対応していくのは、それぞれのその発電所が建設される地方自治体、地域で建設されるわけですから、その地域においてやっぱり厳しい対応を我々は今求められている。世界から。そういう意味でやっぱり私は、自治体ではどうしようもないということではいけないと思います。

それで、この問題の最後に、市内の事業所の中で、石炭火力で自家発電をやっている事業所があると思いますが、それらに対してはどのように今後対応されていく予定でしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 市内におきましても、石炭を使った発電所をお持ちの

施設が、事業所が2カ所ございます。それらにつきましては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、環境保全協定及び細目協定等を結んでおりますので、それぞれの目標値――排ガス等の排出の目標値を厳しく審査しておりますので、年間大体2回は事業所のほうからも報告をいただいているわけでございますが、さらに私どものほうでも測定を行って厳しい監視といたしますか、協定事項を遵守していただけているかどうかというものを常日ごろから厳しい監視をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 今後、条例その他について検討をしていただくよう要望しまして、この質問は終わりたいと思います。

2番目の質問は、デマンドタクシーについてであります。

以下、私の言葉じゃありません。

ただいまの交通体系の整備等々につきましては、庁内にプロジェクトチームを置いて、そのような形での協議を進めていく。協議をより強く持たせて作戦を立てさせていくということが肝要ではないかというふうに考えております。

そこで、さてさて、どのくらいになったら、一定の成果が上がって、実験を超えて、定着したものになるかということでございますが、プロジェクトチームを早急に立ち上げて、その中で、市内の周辺地域のみならず、中心部分の皆様方の御意向もしっかり把握をしていきながら立てていくということになりますと、両三年は、やはり議員から見られれば、もたもたしておられるかもわかりませんが、そのぐらいの準備期間を持ちながら、両三年後ぐらいには、しっかりとした形を、それでも完璧とはこれ言いがたいものでございますけれども、一定の評価がなされるころまでは持って、その緒につけるのではないかと、このように私は描いているところでございます。

これは、平成24年6月議会で、交通弱者交通不便地域の解消のために、いつごろまでに全市的な新しい生活交通システムを確立するお考えかと聞いた私の一般質問に対する松浦市長の答弁でございます。

あれから3年半がたちました。この間、当局によるさまざまな調査・研究や各種の住民アンケートの実施、また議会調査特別委員会での調査・研究や先進地視察、市生活交通活性化推進協議会での協議や提案、各地域での住民との話し合いや説明会など、まさに長期にわたって、実にさまざまな準備と多くの議論が積み重ねられてまいりました。そしてようやく具体的な施策として日の目を見たのが、この4月にスタートした切畑地区のデマン

ドタクシーだったわけでございます。

その意味で、この施策の結果から何を学ぶかは、よきにつけ悪しきにつけ、今後の防府市の生活交通のあり方を決定づける。そして市から交通弱者や交通不便地域をなくすことができるかどうかを決定づける重要な問題だと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

1、今回の運行の実績はどのようなものでしたでしょうか。また執行部としては、それをどう評価されますか。

私は、当初から、切畑・大道駅間ではなくて、切畑と市の中心部、例えば防府駅ですね。これらを結ぶデマンド交通にすべきだと主張してまいりましたが、結果としてこれは聞き入れられませんでした。私は、住民の本当のニーズは、通院や買い物など、市の中心部への足を欲していると考えたからであります。

これに対して、執行部のこれまでの説明では、既存のバス路線、特に幹線ですね。このバス路線との競合は避けたいというものでございました。これは、小野地区久兼から市の中心部へのデマンド交通問題についても同様であります。

2、そこで既存バス路線との競合についてお尋ねいたします。

デマンド交通など、住民の足を確保する新しい生活交通体系を構築する際にも、既存のバス路線との競合は避けるというのが市の基本的考え方なのでしょうか。お答え願いたいと思います。

また、交通不便地域の住民に対して、市の中心部と結ぶデマンド交通への要望、ニーズがどれくらいあるか、調査されたことがあるのでしょうか。

また、バス事業者やタクシー事業者と市中心部へのデマンド交通を実施した場合の競合問題等々について話し合ったことがあるのでしょうか。お答え願いたいと思います。

3、最後に、全市的な新生活交通システムの構築についてお尋ねいたします。

大道の切畑、あるいは小野・富海地区での取り組みは、実はこれは入り口に過ぎないのであります。問題は、市中心部に広く存在し、人数的にも圧倒的に大きな部分を占める交通不便地域、交通弱者の解消であります。問題の入り口で既に3年以上が経過しております。この調子でいくと、全市的な交通体系の整備はいつのことになるのでしょうか。さきの市長の御答弁にもかかわらず、永遠の課題になるのではないかと懸念せざるを得ません。

先ごろ、市の自治会連合会からも既存バス路線の不便を解消するための新しい交通システムの構築を求める要望書が出されております。この問題に対する市民の要望はますます切実かつ切迫したものになってきております。我々議会が視察しました岡山県総社市に倣って、市長は今こそイニシアチブを發揮すべではないでしょうか。

この問題は、市の直面する他の主要事業、いろいろありますけれども、これらに勝るとも劣らない緊急性、重要性を持った問題だと考えております。住民の命と暮らしを守るという防府市百年の大計に立って、市の重要施策の柱の一つに位置づけて、今こそ市長みずから先頭に立って、バス、タクシー事業者等々と虚心坦懐に話し合うべき時だと考えております。ぜひ、市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 総合政策部でございます。デマンドタクシーについての御質問にお答えいたします。

まず一点目の切畑におけるデマンドタクシー運行の評価についてでございますが、本市初の新たな生活交通として、本年4月1日から運行を開始しました大道の切畑デマンドタクシーの運行実績は、10月までの利用者数が、延べ62人、月平均約9人の利用となっております。

切畑の御自宅と大道駅を防府あかり園を経由してつなぐ路線で、週3日、往路2便、復路2便の1日4便を利用者の方からの予約を受け付けて運行しておりますが、9時20分に御自宅を出発する第2便の御利用が、延べ55人と大半を占めておりまして、降車場所は防府あかり園と大道駅がほぼ同数となっております。

運行開始後6月から7月にかけて、御利用者の方への聞き取り調査や切畑地区の皆様へのアンケート調査を行いましたところ、「往路の第1便は、時間帯が早過ぎる」、「復路の第3便は、往路の第2便との運行間隔が空き過ぎている」、「公民館、サンマートを乗降場所にしてほしい」などの運行改善のための貴重な御意見を多数いただきました。

このため、11月には、これらの御意見を反映した運行の見直しについて、切畑地区の自治会長の方々や地域の関係者の皆様と協議を行いまして、乗降場所への大道公民館、サンマート大道店の追加や買い物や病院からのお帰りの際にも、御利用いただきやすいダイヤ設定、1日6便への増便等の改正運行案を計画したところであり、12月議会におきまして、新年度からの運行に係る債務負担行為予算案の御提案をいたしているところでございます。

切畑デマンドタクシーは、御自宅と市中心部を直接結ぶ性格のものではなく、切畑地区と幹線が通る大道駅とをつなぐ枝線としての責務を担う路線と位置づけており、同時に自家用車を自由に利用できない高齢者の方々を中心に、地域内での通院や買い物、交流など、きめ細やかな地域に密着した移動手段として、より一層、その効果を上げていく必要があると考えております。これからもしっかりと地元根を張り、地域の皆様の足となるよう大切に育ててまいり所存でございます。

次に、２点目の既存バス路線との競合問題についてのお尋ねでございますが、既存バス路線の多くは、かつて安定的な利用者が存在していた時期に設定されていたものと認識いたしております。利用者の減少が続く中で、効率的な集約輸送という機能が十分に発揮できていない現況にあると考えております。

このため、幹線としての役割を担うバス路線について、既存の路線ごとに十分な検証を行う必要があると考えておりました。現在、市による乗降調査の実施方法などについて、事業者と協議を進めているところでございます。

また、切畑デマンドタクシーなどの地域を面的にカバーする新たな生活交通の導入に際しましては、幹線となる鉄道やバス路線との競合を避けるという考え方ではなく、相互の連携により共存の関係を目指していくことが大切と考えております。

このような観点から、事業者や地域の皆様と協議しているもので、路線の統廃合や幹線と枝線との連携を円滑に行う乗り継ぎ結節点の設定など、面的な生活交通のネットワークを再構築できるよう本市の生活交通のあるべき姿について、早急に検討に入りたいと存じます。

最後に３点目の全市的な新交通システムの構築につきましてのお尋ねでございますが、本市では、今後本格化する人口減少時代に対応したコンパクトなまちの形成に向けて、防府駅を中心とする活力ある都市核づくりや学校を核とした特色のある地域づくりとともに、都市核とそれぞれの地域を結ぶ交通ネットワークの形成を１０月末に策定いたしました防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけ、着実に進めることといたしております。

団塊の世代が７５歳以上となる１０年後の平成３７年には、老年人口が約３万５、０００人を超え、運転免許証の返納などにより、今後、自家用車を持たない高齢者がますます増えていくことは確実であり、全市的な交通ネットワークの再構築は、高齢者をはじめとするマイカーを使えない、いわゆる移動制約者といわれる方々の移動の利便性を確保する上で、喫緊の課題であると認識いたしております。

問題解決に向けましては、先ほど申し上げましたとおり、幹となる幹線の再編・充実を進めていくことと並行して、切畑デマンドタクシーの経験を生かしながら、通院や買い物、交流など、日々の暮らしに密着した市民生活を支える移動手段としての観点を十分に踏まえ、切畑以外の大道地域や富海・小野地域をはじめ、その他の地域におきましても、新たな生活交通の導入を進めてまいります。

いずれにいたしましても、長年、市長より厳しく言われております懸案事項でもございます。自動車を運転されない高齢者をはじめ、誰もが生き生きと活動できるよう、市が旗振り役となって、地域の皆様をはじめ、事業者や関係機関、多様な主体と連携・協力しな

がら、本市における最適な交通ネットワークの確立に向けて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、御答弁を申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 御答弁、ありがとうございました。

また、既存の路線の検証を行うという御答弁でしたが、もうこれまでもさんざん調査・検証してきたんじゃないですか。また改めて検証する必要があるのかということをも、もう事態はわかっているんじゃないかというふうに私は思いますが。

そこで、今の既存のバス路線との競合問題ですね。これ、競合を避けるという意味じゃなくて、相互の連携による共存を図っていくというお答えでありました。この意味はどういうことかなと思っております。例えば、他市との広域の路線は、これはなかなか問題が複雑です。

例えば、防府市だけで解決できない問題があると思いますが、市内完結のいわゆる幹線バスですね。例えば小野地域を通るバス。これに対して、これを廃止したら困るという意見があるということでしたが、私は、廃止しても、それに変わり得るデマンド交通が、そこを走れば別に問題ないと思うんですよね。

今は、人が乗っていない、言い方が悪いですが、空気を運ぶバスを運行させて、それに対して市が補助金を出していると。そういうことをするよりは、人が乗って走るデマンド交通。それに確かに補助金も相変わらず要るかもしれません。でも、それは実りのある交通になると思うんですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。なぜその幹線を廃止してはいけないんですか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御答弁を申し上げます。

幹線につきましては、あくまでも集約輸送——バスですよね。ある程度の大量の方を輸送できるようなもので実施いたしまして、枝の部分については、少人数の方を運送できるデマンドタクシーというふうなものを考えているということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） だけど実際、今の幹線バスも、大量の運送になっているかという、ほとんど人が乗っていないのが多いんじゃないですか。大量輸送というよりは——大量輸送とは言えないと思うんですよね。本当に人が乗って動くバスを動かしたほうが、いろんな意味でプラスになる。現在でも乗っていなくても補助金を出しているわけですから、その分、人が乗ったバスを運行させて、補助金を今よりは少なくとも済むかも

わかりません。

それと同時に、事業者の方が、これから経営が行き詰まってくるということを心配されておるならば、これは岡山県総社市もそうですが、そのデマンドタクシーの運行を今のバス事業者に委託して、その分、今まで補助金を出していたものに相当するようなお金を、委託したバス民間事業者に市が払えばいいわけです。

そうすれば、民間事業者も、空気を運ぶ虚しさから開放されて、本当に人を運んで自分の仕事にやりがいがある仕事が、しかも市から出る委託金で運営できる、こういうふうになるわけですから、その辺のことを突っ込んで本当に話したことがあるのかどうかということとをさっきからお伺いしているんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） お答えいたします。

実際、今まず調査の関係でちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

空気を運んでいるということでございますので、実際の調査のやり方を、今回は1日職員が乗りまして、どの便が何人ぐらい乗ってて、どういう目的でどういうふうなことをされているというのをやってみたいと。ですから1日乗らないとですね。

1便はそれなりに乗っていらっしゃいますよと。日中の便はもう空ですよと。そしたらその空の便をほかのところの路線に向けることによって、少しでも利便性の向上につながるんじゃないかと。ですから全市的なネットワークの形で幹線についても考えていくと。そのための調査をまず事業者とやっていくということの協議を進めているということでございます。

それでは、そこまで、総社市の辺まで踏み込んでということでございますけれども、先ほども答弁の中で申し上げましたが、共存ということを考えております。あくまでも幹線はバス事業者の方へ、そして枝線については、市としてネットワーク化を考えていくということで進めておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 幹線は事業者、枝線は市の新しい交通体系ということですが、今の1日乗った調査をされるということですから、その結果は、私はもうはっきり調査をするまでもなく、わかっていると思います。余り乗っていないだろうと思います。

ですから、乗っていない幹線を事業者に任せて、これまでどおり走らせてというよりは、そんなに大量の人が移動しないわけですから、デマンドで市の中心部にいくと。そして事業者の方の経営面も考慮して、その事業を事業者に委託すると。そういう点で腹を割った話し合いを事業者としてみたらどうか。事業者もいろいろお考えがあると思います。それ

ならうちがこうしたいというお考えがあると思うんでね、その辺を本当に突っ込んだ話し合いを今しなきゃいけないんじゃないかと。もう市の連合自治会も要望を出していますし、この問題は本当にもう喫緊の課題ですよ。

ですから、ぜひそういう話し合いをこれはやっぱりトップがやらないといけないと思うんで、市長、その辺についてお考えをぜひ述べていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 担当部長が申しましたように、私からは、もう15年ぐらいこの問題については、やかましく言っているところでございます。議員のお考えと私は、ほぼ同感であろうと、このようにも感じておりますし、そのことは、市民の皆様方もほぼ同感であろうと、かように考えて私は認識をしております。

幹線バスを運行してくださっている事業者と話をしているかというお話ですが、全く私はしておりません。年に1回、表敬の御挨拶をいただく。社長がかわったとか、所長がかわられたとか、そういうときだけです。あとは、政策的なこととか、いろいろな事柄について、契約とかいろんなことについて、余り立ち入ったことについては私は接触をいたしておりませんが、もうそろそろええんやないかということをお私はずも話をしておりますので、平成24年の6月に答弁をいたしておりますが、両3年——三、四年というものもあつという間に過ぎておりますので、今度は、そこまではもう申しません。何とか目鼻をつけなければならぬ局面まで来ていると。

安芸高田のデマンドにしても、それから総社の「雪舟くん」にしても、両市の市長は私は大変親しい間柄ですし、彼らからいろんな裏話も聞いてもおりますし、いろんな事柄を総合して決断してまいりたいと、このように考えております。

そのことが、結果的にすぐ100%よかったねということになるのかどうなのかわかりませんが、それから試行錯誤をまた繰り返していけばいいんじゃないかと。とりあえず前へ転べということを盛んに言っているさなかでございますので、いましばらく頂戴したいと、かように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○20番（木村 一彦君） 議会のほうでも、もうしびれを切らしている状況がずっと続いています。もうそろそろということで市長も今言われましたけれども、これはまた平成24年の答弁の二の舞にならんように、ぜひともお願いしたいと。

繰り返しますけれども、もう既存のバス路線を維持するとか何とかいう考えをもう取っ払って、本当にこの全市的に、もちろん既存を全部やめというんじゃないんですよ。既存のバス路線も有効なところは生かしながら、全市的にどうやったら今困っている市民が。

私ももう70代になりましたので運転免許は本当は返さなきゃいけないと思っているんですよ。危ないときが時々ありますので。そういう人たちがどんどん増える。

そういう中で、本当にこの切実な問題——最近事故も、高齢者による事故がたくさん、きのうもありましたね。ブレーキとアクセルを間違えてひいてしまったというようなことが毎日のごとく起こっています。そういうことが起こらないように、もうぜひしたい。そのためにも、この問題は、今までの既存路線の枠を取っ払って、白紙からどうやったら全ての市民が運転免許がなくても必要な生活ができるかというところから発足して考えていただきたい。

その点で、ぜひ市長も、もうそろそろ私が乗り出さなきゃだめじゃないかというようなことをおっしゃっていましたんで、ぜひとも、これは1部局ではなかなか難しいと思うんですよね。事業者の経営問題もありますし、そういう点で市長がやっぱり大まかな、大筋のところでは事業者の方と虚心坦懐に腹を割って話して、了解を得て、両者の知恵——一遍に一致するとは限りませんが、両者の利害が基本的なところで一致して、市民の足がもっとよくなるようなそういう大筋のトップの合意を得た上で、現場での事務方の詰めをやっていくようにぜひお願いしたい。このことを市長にもぜひ確認して私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、木村議員の質問を終わります。

ここで1時まで、昼食のため休憩いたします。

午前 11時42分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（山田 耕治君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、3番、清水議員。

〔3番 清水 浩司君 登壇〕

○3番（清水 浩司君） 皆さん、こんにちは。会派「和の会」の清水浩司でございます。それでは、通告の順に従って、豪雨時の洪水対策について、防災士の活用方法について、この2点についてお聞きいたします。

先ほど、木村議員によります地球温暖化対策の質問がありましたが、私のこの項に非常に関係がある内容でございます。

先般、週刊ダイヤモンド12月5日号に、「暴れる地球 気候変動の脅威」が特集にな

っておりました。今、地球では、30年に一度の異常気象が頻繁に起きています。今までの防災対策では対応できない災害が起きる可能性が起きています。50度近くになった2015年のインドの熱波、海上で風速100メートル超のハリケーンがメキシコを襲った2015年10月のハリケーンの被害、2011年にはタイで長期にわたる浸水被害がありました。2015年には米国西部で九州・沖縄の総面積を超える森林火災が起きております。また、ナイアガラの滝が凍るような米国北東部での寒波、2013年にはオーストラリアの砂嵐などが、全世界規模で起きています。

私は、山口県の自主防災アドバイザー養成研修を先月受講いたしました。同時に、防災士の試験も受けました。12月1日には、難関を突破して合格通知が届きました。御存じのように、小野地域は中央部を一級河川佐波川が流れており、古来より佐波川洪水には悩まされてきました。昭和26年の大規模な佐波川洪水を経験しています。また、平成21年には土石流災害も起きております。そのため、防災への意識は高く、既に資格を取った4人の防災士を中心として、地域を上げての防災訓練を26年度、27年度と実施しております。この訓練には400人余りが参加してくれておりますが、多くの方が参加してくれるのは、今後、異常気象により佐波川流域での大規模な水害が発生する可能性があるのではないかと危惧しているからだと思えます。

先般、鬼怒川流域で大水害が発生しておりますが、鬼怒川流域を管理する国土交通省地方整備局は、上流の川治ダム等4つのダムに川の水を貯留し水位を抑えようとしたのですが、0時50分、常総市新石下の左岸21キロ付近堤防が決壊しています。鬼怒川は流域面積が1,761平米とあり、佐波川の約4倍の面積があります。上流の日光市では川幅が700メートルもありますが、下流の常総市付近では300メートルとなっています。雨量は、日光市付近では551ミリ降っております。11時に越水して、66分後には決壊しています。最終的には200メートルが決壊し、越水によって川裏法尻部の洗掘が決壊原因の一つと推察されています。鬼怒川は山間部からの土砂流出が多く、砂が堆積して流れが早くなりやすい川となっています。

堤防が決壊するメカニズムについては、次の3パターンがあります。高い水位が長時間続くことで、堤内に水が浸透して決壊する。速い水流によって堤防の河川側が侵食して崩壊する。水が堤防を越え、市街地側ののり面が削られ崩壊する。今回は、この3番目が該当すると思われます。

次に、越水対策についてお聞きいたします。

土の堤防が、越水が30分続けば決壊するとの指摘があります。越水対策として、応急処置として土のうを積む方法があります。鬼怒川の洪水は、決壊場所から約5キロメー

ル、あるいは、5キロメートルから25キロメートル上流の3カ所で越水が発生しており
ました。

温暖化の影響で、佐波川流域にも日光で降ったような大雨が降る可能性は捨て切れませ
ん。佐波川は、鬼怒川に比べ急流になっています。急激に水位が上がる可能性があります。
住民の不安解消のためにも、越水が発生する可能性のある場所について、把握しておく必
要があるように思います。

次に、河川にたまった土砂の除去作業についてお聞きします。

鬼怒川は、先ほど申し上げましたように、山間部からの土砂流出が多く、砂が堆積して
流れが早くなりやすい状況でありました。住民の不安解消のためにも、河川にたまった土
砂は今後どのように行うのか、場所や予定を住民に十分説明する必要があるのではないで
しょうか。

上流部で大量に降った場合、下流部に知らせる方策も必要かと思います。11月5日の
朝日新聞の記事によると、日光での雨量、水位のピークは9日午後6時、常総市では
10日の午後1時まで水位が上昇を続けた。雨量のピークから18時間後に、常総市では
水位のピークを迎えています。

常総市の市長は、避難指示のおくれを謝罪しています。常総市が避難勧告や避難指示を
出す際のマニュアルをつくっていなかったことも判明しました。中三坂地区の住民から川
が増水しているとの連絡があったため、その地域にだけ決壊前に避難指示を連絡していま
す。常総市は住民通報がなかったと説明しておりますが、住民通報を避難基準にしていた
ことを市民には周知されていませんでした。兵庫県立大学の室崎防災教育センター長は、
鬼怒川流域全域に避難指示を出すべきで、市の対応は不可解と指摘しております。また、
四日市市と鈴鹿市では、昨年11月の豪雨で計51万人に避難指示を出し、逆に範囲が広
すぎて混乱したとあります。兵庫県立大の室崎センター長は、鬼怒川流域の全域に避難指
示を出すべきで、自治体は気象庁の特別警報が出たら、その範囲全てに避難指示を出すべ
きだとしています。

特別災害警報は、数十年に一度の災害に対して出されます。しかし、環境防災総合政策
機構研究員の加村邦茂さんは、特別警報が発令の段階では、既にどこかで被害が起きてい
る。発表を待たずに自主避難をすべきだと呼びかけています。川沿いに住む人が特に確認
してほしいのは、自分の住んでいる地域よりも上流の雨量をつかんでおくことが大事です。

気象庁では、7時45分に鬼怒川で大雨の特別警報を出していますが、避難指示は午前
10時15分でした。午前10時半に防災避難指示を出しています。そして、0時50分
には決壊しています。

そこでお聞きいたします。佐波川の危険箇所の把握はできていますか。佐波川の越水対策はできていますか。佐波川の河川にたまった土砂の回収予定はどうなっていますでしょうか。上流部で大量に雨が降った場合、下流部に知らせる方策はどうなっていますか。なお、この件に関しましては、佐波川の管理については、国土交通省の管轄であることは承知してお聞きいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 日本列島本州の最西端に位置しております一級河川佐波川は、過去に何度か決壊し、多くの被害をもたらしているところでございます。そのため、佐波川を管理しております国土交通省が、堤防の整備やダム建設などの河川整備を行い、洪水による浸水被害の防止、軽減に努めておられるところでございます。

水防協会の理事を務めておりますが、私は、ことしになって数回、中国治水期成同盟会の副会長として諸会議に出席をしております傍ら、先日、佐波川を含む、国が管理する河川に係る治水対策のための適正な予算の確保について、国土交通省本省及び中国地方選出の国会議員の皆様はもとより、下村自民党総裁特別補佐官や稲田自民党政調会長にも直接お会いし、要望をいたしているところでございます。

今後とも引き続き佐波川の洪水対策につきましては、国土交通省と連携して取り組みますことはもちろん、市としても対応をしながら、市民生活の安心・安全を確保してまいりたいと存じます。

まず1点目の、佐波川の危険箇所の把握はできているかとお尋ねでございましたが、国土交通省山口河川国道事務所では、毎年度、佐波川の合同巡視を行っており、今年度は4月26日に、水防団及び防府市も参加しまして危険箇所を見て回るなど、現地を確認いたしました。さらに、ことしは関東・東北豪雨による甚大な被害が一級河川鬼怒川で発生し、この課題を踏まえて、11月16日と18日に国土交通省主催で共同点検が実施されております。

この共同点検では、関係自治会の皆様と市職員も参加し、危険箇所や洪水時の情報提供とその入手方法、氾濫時の浸水区域、浸水メカニズムなどについて説明を受けました。これにより、佐波川の危険箇所に対する情報を、ある程度は共有することができたものと考えております。

次に、2点目の、越水対策はできているかとお尋ねでございましたが、越水対策については、先ほど申し上げました4月26日の合同巡視の際に、重要水防箇所の調書により、越水のおそれのある危険箇所や、水防工法などについて詳しい説明を受けました。また、

佐波川が増水した場合は、水防団員と市職員が危険箇所等を巡視するなど、水防活動を実施することになっております。国土交通省山口河川国道事務所に確認いたしましたところ、越水時の対策として、大型土のう、根固めブロックなどの水防資機材の確保に加えて、複数の建設会社との間で災害時の協定を締結することにより、越水に対応していくとのことでした。

次に、3点目の、たまった土砂回収の予定についてのお尋ねでしたが、国土交通省では、佐波川の土砂や川の中の雑木の掘削工事を計画的に実施しておられまして、昨年度までは、佐波川の新橋地区から人丸地区において掘削工事を実施されました。今年度については、引き続き新橋付近の掘削を行い、来年度以降も計画的に掘削工事を行うとのことでございます。

次に、4点目の、上流部で大量に降った場合、下流側に知らせる方策はどうなっているかのお尋ねでしたが、佐波川は、水防法及び気象業務法の規定に基づき、洪水予報を行う河川として指定されており、防府市についての水位または流量の予報に関する基準地点は、山口市の漆尾観測所と新橋観測所の2カ所になっております。佐波川の洪水予報については、それぞれの基準地点で下関地方気象台が雨量の予測を行い、国土交通省山口河川国道事務所は河川の水位や流量の予測を行っており、双方が共同して、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の4種類を発表することとなっております。

市では、これらの情報により、平成27年4月改定の「防府市避難勧告等判断基準・伝達マニュアル」に基づき、災害が発生または発生のおそれがあるときは、浸水想定地区に対して避難情報を発令いたします。なお、さきに述べました、氾濫注意情報などの4情報につきましては、パソコンまたは携帯電話から国土交通省山口河川国道事務所のホームページにアクセスすることで情報を入手できますし、NHKのデータ放送でも見ることができます。これらの情報について、現状では、市民みずからアクセスすることで情報を入手することとなりますが、今後、市からの情報発信として、氾濫注意情報などの4情報については、市メールサービスでの情報提供について検討をしてみたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） 御丁寧なる御回答をどうもありがとうございました。あと何点か、今の件でお聞きいたしたく存じます。

まず、2番目の越水対策ですが、12月1日の山口新聞に掲載されておりました記事からによりますと、国土交通省が川の水が越水しても崩れにくくする補強工事を進める方針

を決めた。これはどういうことかいうと、先ほどの、越水して住宅地側の堤防の一番下部が削れてきて、そこから堤防が崩れるということで、ある面でいえば、弱いところ、特に越水しやすいところについては、堤防の内側も補強する必要があるんじゃないか、あるいは、越水する場合には、単なる土のうを用意するだけではなくて、大型のブルーシートなどを用意して、そこに敷くことによって、少しでも堤防の崩れを延ばすというようなことが対応で考えられるように思いますが、この辺についての対応について、お考えがあればお聞かせください。

○副議長（山田 耕治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 土木都市建設部からお答えをいたします。

国管理の河川ということで、私どももこういった工法については初めてお聞きするものでございますけれども、やはり大きな河川堤防につきましては、全て改修するというのは非常に大きなお金がかかるということでございまして、未改修の部分の、いわゆる、まだ弱い部分と思われるところの防災という面から、簡易な工事、すぐ対応できるということで、非常に国土交通省も迅速な対応をするためにこういった工法を考案したといいますが、検討したという報道であったかと思っておりますけれども、佐波川におきましても、こういったところがありましたら迅速に対応していただけるように、市といたしましても要望をしてみたいと考えております。

以上です。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） ぜひ弱い部分、十分把握して、単なる工事だけではなくて、そういう災害の折にも臨機応変に対応していただくようお願いいたします。

次に、鬼怒川の洪水については、上流部の日光市で大量の雨が降って、下流の常総市が大被害を受けております。このように、当然、川の上流部から下流部まである程度の間がかかった後に、下流部で被害が出るという状況ですが、佐波川については全長が約53キロメートルと、鬼怒川に比べれば4分の1ぐらいの長さで、非常に早く到達するように思いますが、まず、上流部の山口市とそのような上流に雨が降った場合の連絡体制については、何か考えておられるかお聞きいたしたく存じます。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） それでは、お答えいたします。

上流部の山口市との連絡でございますけど、特に連絡のやり取りはしておりません。しかしながら、山口県の総合防災情報ネットワークシステムの中で、災害対策本部等の設置、避難所の併設等、また、避難勧告、指示の発令など、県及び各市町の災害対応活動の状況

が情報共有できるようになっております。先ほど市長の答弁でもありましたけど、山口市の漆尾観測所におきます水位状況とか、そういったものにつきましても、情報は逐一国土交通省のほうから入ってくるということになっております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。ぜひ常総市のようなことがないように、連絡あるいは情報確認についてよろしく願いいたします。

そこで、再質問でございますが、国土交通省はタイムラインづくりに取り組んでいます。全国的に広げたいと朝日新聞にも掲載されておりました。防府市では、このタイムラインづくりについては、どのような形で取り組んでおられるか、あるいは、既に取り組んでいるのか、ちょっとお聞かせいただきたく存じます。

タイムラインとは、ピンポイントで地域の気象予報、流域河川の上流を含めた水位動向をキャッチし、国土交通省管轄の河川国道事務所や基礎自治体が事前に用意したスケジュールに従い、住民に避難を促すシステムのことです。この件について、どうぞよろしく願いいたします。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） それでは、お答えをいたします。

昨年、国土交通省山口河川国道事務所が主体となりまして、大型台風の影響による河川氾濫を想定した佐波川タイムラインを作成し、既に公表されているところでございます。これにつきましては、防府市及び山口市が沿岸住民への避難勧告を適切に発令できるように、各機関がいつ何をするかを時間軸に沿って整理をしたもので、今後生じる災害時の対応からタイムラインの有効性を検証、改善する必要があるため、当面は災害対応時の確認、災害後の検証に用いるという位置づけとなっております。

なお、今年度改定いたしました「防府市避難勧告等判断基準・伝達マニュアル」に合わせ、このタイムラインを見直しをかけているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） タイムラインについては今年度見直しということだそうですが、ぜひよろしく願いいたします。

次に、再質問いたします。

気象庁は、住民の避難がおくれ、甚大な被害に見舞われたケースが後を絶たないため、市町村10カ所に気象予報士を常駐させる方針を固めたという記事がございました。モデ

ル事業では、派遣先の市町村を過去の災害や降雨量を踏まえて決定する、各市の気象予報会や民間の気象会社に派遣を委託する、梅雨や台風時期は常駐させるという制度を検討しているようでございます。防府市では、この制度に名乗りを上げる予定はありませんか。お聞かせください。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） ただいま議員のほうから御案内がありましたこの制度につきまして、過去の災害や降雨量を踏まえて選定された地方自治体に気象予報士等を派遣し、防災気象情報の効果的な活用についてアドバイス等を行うことにより、地方自治体の防災対応力の向上に資することを目的としてこの制度をつくったと、そのように聞いております。平成28年、単年度のモデル事業ということでございまして、気象庁が今現在、予算の概算要求をしているところでございます。詳細の制度内容がわかりませんので、詳しいことについて今の時点ではお話しすることはできませんが、内容が公表された後につきましては、市のほうで採用できるものがあれば、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） ぜひ検討していただきたいと、このように思います。

再質問でございます。島地川ダムの管理は国土交通省、これは、たまった水は自然放流ということですが、佐波川ダムの管理については県管理と聞いております。以前、錦川の洪水によって、岩日線、錦川清流線沿線が大被害を受けたことがありました。このときは、菅野ダムの放流が、雨量と同時に行ったということで、非常に管理が悪かったと聞いております。ダムの管理についても、例えば、大雨の前に放流などをして水位を下げるような管理が必要だと思っておりますが、この辺については、ダムの管理方法について住民等に説明しておく必要があるように思いますが、この件に関してはいかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） 佐波川ダムにつきましては県管理、島地川ダムにつきましては国管理ということでございまして、過去ほかの全国の河川で、ダム放流に関して、浸水に拍車をかけたといったような事例もあったようでございますが、これらにつきましては、地元の皆様に対しては非常に関心の深い事柄であろうと思っておりますので、こういった質問、疑問をお持ちであるということは管理御当局にお伝えをしまして、こういった研修といたしますか、防災に関する研修であったり防災訓練といったものを地域で行っていただきまして、そういった御説明をしていただくように市のほうからもお願いをしてみたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） 地元研修等もぜひお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

この件で最後の再質問をさせていただきますが、今、ゲリラ豪雨というのがあちこちで起きておまして、非常に、今回の鬼怒川もそうなのですが、それに対して、あらかじめゲリラ豪雨が起きる可能性について、民間の気象情報サービスというのが、いろいろと各社でやっているようでございますが、このような民間の気象情報サービスの活用についての予定はありませんか。お聞きいたします。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

市では、一般社団法人日本気象協会による、防府市に関係する防災情報等を集約いたしました防府市防災気象情報システムを導入しており、そのシステムにより状況を把握するとともに、天気や雨量などの予測も確認しているところでございます。現在、ウェブ上では、さまざまな民間企業による気象情報サービスが提供されていますので、こういったものも参考としながら、より正確な気象情報の把握に努めるとともに、より適切な災害への対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。防災士の活用方法についてでございます。

防府市では、自治会を中心として、地域で防災士の資格を取るよう推進されております。この防災士の方を地域の防災にどのように生かすかということでお聞きいたします。

防災士の試験は、1人当たり約6万1,000円かかっております。これを256自治会に1人ずつとなると、総額が1,561万円になります。これだけの経費がかかるのであれば、防災士を有効に活用する必要があるように思います。また、防災士の資格を取っても、自己啓発あるいは定期的な研修を受けなければ、日々変わる法律や新しい情報も身につけません。

今後、防災士を有効に活用することに関して、どのようなことをお考えでしょうか。お聞きいたしたく存じます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） お答えをいたします。

防災士の活用方法についてでございますが、市では、自主防災組織の担い手として地域の減災と防災力の向上を図ることを目的といたしまして、平成25年度から5年間で約300人の防災士の養成を目指しており、現時点で141人の方々が防災士の資格を取得しておられますが、昨年度からは自治会から、今までは自治会のほうから推薦された方をお願いしておりましたが、それに加えまして、消防団のほうから受講対象として推薦をしていただいて、この300人という目標を達成しようと努力しているところでございます。

防災士の資格を取得された方々には、自主防災組織や自治会等と連携し、防災についての啓発活動、地域における防災訓練の実施において、地域防災の中心的な役割を担うなど、地域の防災リーダーとして主体的に活動していただくことを期待しております。それとともに、防災に関する知識や、地域活動に対する情報の提供などを目的としたフォローアップ研修の実施など、こういった研修会を開催いたしまして、支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうもありがとうございました。

再質問させていただきます。

地域の防災リーダーとして活動するというものでありましたが、ぜひそれにプラスして、例えば、小中学校などで防災教育等もやっているようでございます。ぜひ講師として地域の学校に赴くなどの検討をしていただいたらどうでしょうか。

それと、フォローアップ研修ということをお聞きいたしましたけど、年に一度ぐらいは防災士の活動報告をするようにしたらどうでしょうか。防災士取得者も非常に高齢者が多くなり、今は地域の消防団ということで、今後、若返る可能性があるかと思いますが、実は、私も防災士ながら、高齢者の部類に入ります。今141名の方が、かなり年齢層が高いうちに思います。今後、防災士が高齢になることも想定して、考えて対策を練る必要があるように思いますが、防災士の高齢者対策については、何か対策はお考えでしょうか。お聞きいたします。

○副議長（山田 耕治君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） それでは、お答えをいたします。

まず、小中学校での防災授業ということでございまして、先ほど答弁いたしましたとおり、防災士を取得された方々には、地域の防災の中心的な役割を担っていただくということを期待しておるところでございまして、現実には出前授業ということで、防災危機管理

課の職員が学校に出向いて講義等を行っておりますけど、こういった役割を防災士の方にやっていただけないかなということも一つの案でございます。小中学校の防災授業におきましても、積極的に連携していきたいというふうに考えております。

それから、フォローアップ研修ということでございました。防災士を取得された方々には、毎年、自主防災に必要な知識の向上、それから、地域防災の中核となるリーダーの育成を目的として、フォローアップ研修を開催することとしておりますが、この研修を実施する中で、防災士の活動報告、意見交換、そういったものを行っていきたいと考えております。こうした情報共有をすることで、また、防災士としての一つの役割が研磨されるのではないかとこのように考えております。

それから、防災士の高齢者対策ということでございますが、さきに述べましたとおり、自治会からの推薦でございますと、なかなか若い方が出ていらっしゃらないということも多々ございます。したがって、今、地域の消防団のほうからも推薦をしていただいて、この防災士になっていただくことを考えております。当面は自治会、または、各自治会単位で結成される自主防災組織をベースに、1名以上の防災士を地域防災リーダーとして養成することを目的としておるところでございますけど、消防団のほう、人数、それから年齢層、自治会の役員さんをやっていらっしゃる方よりも多少——多少というか、若い方がいらっしゃいますので、こういった面を進めることで、高齢者対策ということで考えていきたいというふうに考えております。

○副議長（山田 耕治君） 3番、清水議員。

○3番（清水 浩司君） どうもありがとうございます。おっしゃるように、自治会からの推薦はどうしても高齢者が多いということでございます。それから、先般、防災士を取得した人からの意見をお聞きしたわけなんですけど、一度研修を受けただけでは、例えば、AEDはうまく使えないと。これ何度も繰り返しやらなければならない。実は、私もAEDあるいは人工呼吸の研修を受けたんですけど、自分でやってみてよくわかるのは、やはり人から習ったものよりも、人に教えるというほうが、より自分の身につくように思います。そういった意味で、今、出前授業等の講師として赴くということであれば、実際、AEDの使い方を、今度は自分がみずから指導するような形になる。そうすると、実際身につくと思いますし、ぜひ今後そのような制度を用いていただいて、自己啓発あるいはフォローアップ研修の場を設けていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○副議長（山田 耕治君） 以上で、3番、清水議員の質問を終わります。

○副議長（山田 耕治君） 次は、2番、藤村議員。

〔2番 藤村こずえ君 登壇〕

○2番（藤村こずえ君） こんにちは。会派「和の会」の藤村こずえです。通告に従い、保育行政についてお伺いいたします。

今年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。これは、急速な少子高齢化の進行、結婚、出産、子育ての希望がかなわない現状、また、子ども・子育て支援が質、量ともに不足、深刻な待機児童問題等、さまざまな課題について、質の高い乳幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や、待機児童の解消や、地域の保育を支援するといった、教育、保育の質的な改善を行っていくものです。

主なポイントは、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び家庭的保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実です。子ども・子育て支援新制度は、量と質の両面から子育てを社会全体で支えたとあり、この制度に期待をした人は多かったと思います。

先日、待機児童についての記事が新聞に載っていました。待機児童が5年ぶりに増加したことを伝える内容で、4月1日時点で、全国では2万3,167人が待機児童となり、前年の同時期と比べ1,796人も多い実情が浮かび上がりました。政府は、2017年度までに待機児童をなくす目標を掲げ、施設整備を急ピッチで進めており、昨年度は、計画を上回る14万6,000人分の受け皿を新たに確保しましたが、入所申込者はここ数年4万人から6万人増え、今回は一気に13万1,000人も増加し、特に、2歳児以下の受け皿が不足しているとのことでした。女性の社会進出を支援する目的で始まった新制度ですが、新制度で子どもを預けられるとの期待が高まり、予想を上回ったものです。山口県の状況は、待機児童71人のうち、お隣の山口市が68人と、驚くべき結果でした。

待機児童の増加には、今回から定義が見直されました。今年度からは、この定義に従って全国的に一律の解釈がされ、この数字が算出されましたが、一般に保育園に入りたくても入れない子どもを待機児童というのだと思いますが、自治体によってその解釈にばらつきがあるとの指摘もあります。

そこで、1点目は、本市における入所児童の現状と待機児童の数を算定するに当たっての定義についてお伺いいたします。

2点目は、保育の場における今後の入園者数の見込みと、確保方策についてお尋ねいたします。

ことし3月、防府市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。この中の教育、保育の提供体制の確保の項目に、必要利用定員総数をニーズ調査の結果をもとに、本市に居

住する子どもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の現在の利用状況と、今後の利用規模を踏まえて設定しています。そして、設定した量の見込みに対応する確保対策も設定しています。要するに、27年度から31年度までの5カ年の間に、0歳から5歳児までの子どもたちが認定こども園や幼稚園、保育所、地域型保育所にどれくらいの希望があり、それらの施設にどれくらいの提供量があるのかという数字が示されています。この計画によりますと、3歳以上の子どもたちについては提供量が上回っており、今年度も十分に教育、保育ができる環境です。

しかし、2歳児以下については、今年度は、希望する子どもが1,124人に対し、提供量は937人と、187人あふれるという数字です。ただし、ことしは新制度への移行期間ということで、各施設定員の120%まで預かってもいいということになっておりますので、提供量の937人の120%だと1,124人、希望する子どもと同じ数字ということになります。しかし、この数字は、市内の全施設が定員の120%を受け入れた場合の数字です。これは数字上の話だけなんですけど、そんなことは可能なのかは疑問ですが、28年度からは、子どもの数が年々20人から40人減る計算で、マイナスを解消していくようです。

この計画に、確保方策の考え方として、現時点において施設の新規設置は難しいと考えられるため、既存の幼稚園から認定こども園への移行、保育所の利用定員の増加、認可外保育施設から地域型保育事業への移行により、保育の提供量の確保を図りますと書いてあります。ですが、社会情勢や経済状況の変化によっては、保育需要が変わることも予想されます。そのような場合の確保方策について、今後どのようにお考えかお聞かせください。

○副議長（山田 耕治君） 2番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御質問の待機児童の定義でございますが、これは、国が定める定義においては条件がいろいろ多くあるわけですが、簡単に言いますと、特定の保育所を希望していないにもかかわらず、利用できなかった子どものことを待機児童と呼ぶと、こういうことございまして、ちなみに、特定の保育所を希望しているため利用できなかった子どものことは、「かくれ待機児童」と呼んでおるそうでございます。

議員御承知のとおり、本年度から新たな子ども・子育て支援制度が開始され、保育に関する制度も大きく変わってきております。保育所などへの利用手続は、市の利用調整が義務化され、利用を希望する家庭の保育の必要性を点数化し、希望する保育所ごとに順位をつけて、市が利用先の決定をいたしております。

保育所などへの利用の申請書は、これまでどおり市または保育所などに提出することができますが、新制度により、市に利用の申し込みを直接される保護者が多くなっておりまして、保育所などが事前に様子のわからない子どもを受け入れなければならないといった状況や、障害などのある子どもを引き受ける場合には、利用先の決定から利用まで短期間で準備を行う必要が生じるなど、保育所などが子どもの受け入れに対し不安を感じておられるのではないかと考えております。

さらに、受け入れる子どもの年齢などにより、保育士が見つからないといった保育士不足の現状もあり、0歳や1歳を中心に希望の保育所などへの利用が難しくなっているのが現状です。

本市は、子育て支援の充実を図るため、本年10月から県内他市に先駆けて、所得制限を設けず、小学6年生までの医療費を無料化する「子ども医療費助成制度」を新たに創設するなど、子育て環境の充実に努力してきたところでございますが、新しい子ども・子育て支援制度が始まり、子育て支援が充実すると期待されていた保護者の皆様の気持ちに反する形で、一時的であっても希望する保育所などを利用できない子どもが発生していることは、まことに残念でなりません。今後、希望の保育所などへの利用が可能となるようできる限り努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、保育の場における今後の入園希望者数の見込みにつきましては、昨年度に策定した防府市子ども・子育て支援事業計画でお示ししておりますとおり、人口減少により緩やかに減少していくと想定しておりますが、社会情勢や経済状況の変化によっては、保育需要が増加することも考えられます。このような状況の中、待機児童が発生しないよう、需要と供給の推移を見守りながら、保護者が安心して仕事と家庭の両立ができるよう、市立保育所はもとより、認定こども園や私立保育所などに子供たちの受け入れ体制の充実を図っていただくようお願いし、保育施設の確保に努めてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございます。

新制度に変わって8カ月です。現在の入所状況は、預かる施設の側も戸惑いも感じられる結果となっているようですけれども、私が今回この質問を取り上げましたのは、保育園に入りたくても入れないという市民の声を聞くからです。子供が1歳を過ぎて、仕事を見つけたあるお母さんは、保育園に入れずに、また、会社のほうもすぐにでも働いてほしいのに、待っていると。また、ハローワークに仕事を探しに行ったら、先に保育園を探してくださいと言われた方もいらっしゃいます。また、つい先日は、1歳6カ月のお孫さんを

持つおばあちゃんからの御相談で、そのお孫さんのお母さんである娘さんが長く御病気で、つい最近は入院されたそうです。娘さんの御主人は介護休暇を目いっぱい取り、看病と保育をされていたそうです。祖父母も、家で寝たきりの娘さんの看病と孫の保育をしていたんですが、パートの仕事もあり体調を崩されたと。もう一人の娘さんがいらっしゃって、今はそのお孫さんを見てくれてはいるけれども、その娘さんも今月出産を控えているという、深刻な御相談でした。こういう状況でも待機児童ということではないということですが、ただ、こういったお声があり、困っている方が実際にはいらっしゃるということが、私も御相談を受けてわかりました。

保育所に入所するには、現在は、市の子育て支援課に申し込んで、保育の必要性が高い方から順に入所となっております。共働きやひとり親家庭などの場合は入所しやすいんだと思いますが、こういったケースも現実にはあるわけで、さまざまな理由で本当に困っている方がいらっしゃいます。こういった方にはどういう対応をされていらっしゃるのでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

まず、現在、市は、保育所などの利用の選考を実は毎月行っておりまして、保育所などの空き状況により園児の募集を行い、公開した先ほど申されました選考基準をもとに、利用の決定を行っております。おっしゃるとおりです。実際に、選考に漏れた利用希望者に対しましては、選考の後、市が保護者の意向を聞き、保育所などと利用調整を行っているのが現状です。特定の保育所を希望された場合、それでも利用できない場合がやっぱりあります。そうした案件については、一時預かり、一時利用、こういったものをお勧めするようにしております。

また、保護者が病気やけがなど緊急性のある案件については、選考するいとまがないため、選考によらず、保育所などと直接利用調整を行っております。こうした案件は、ケース・バイ・ケースでございますが、そういうことで利用を検討することになりますので、市の保育担当窓口のほうへ相談いただければというふうに考えております。

以上になります。

○副議長（山田 耕治君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村 不才君） 公平性を保つためには、必要度を数値化して定量的に判断されることも大変重要だと考えます。ですが、全てしゃくし定規に物事を進めることが必ずしもいいとは思えませんので、先ほど御答弁にもありましたように、個々に応じた配慮をぜひしていただいて、一人ひとりに寄り添った子育て支援、育児に対する不安を取り除くこ

とが必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、先ほど御答弁にもありましたが、保育士不足の現状は全国的にも深刻で、本市も例外ではありません。保育士確保に苦勞されている保育施設の現場の声も聞いています。国もこの状況を重く見て、2016年度から、資格があっても働いていない潜在保育士の本格的な復職の支援に乗り出します。これは、全国におよそ70万人いるとされる、出産や育児で現場を離れたままの人が多くことから、保育所の優先利用や保育料の半額補助で、仕事との両立を後押しする。また、現在、年1回の保育士資格取得のための国家試験を年2回に増やすほか、幼稚園や小学校教諭、養護教諭でも代替できる案も出されました。

本市も、今年度、保育士を何年ぶりかに1名採用されていらっしゃるし、また、来年も3名募集していると伺っていますが、市立の場合はいいんですけれども、ほかの施設については、保育士を確保するために、市としてはどのように働きかけを行っているのでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

市立は、先ほど申されましたとおり、少しずつですが保育士を採用しております。一般の民間の保育園につきましては、やはり保育士が足りなくて新たな人が受け入れられない、どうしようかといったときに、保育士を探してほしいとは言いますけれども、やはり今、必要なのは潜在保育士、こういった方を発掘することが重要であろうと考えております。そうは申しましても、保育所ごとに、どう言いますか、余りのあるような感じで保育士を採用はできませんから、その辺は、民間保育所さんに対しても、あまり余るような感じで保育士を採用せいとちょっと言えないところがあります。

以上でございます。

○副議長（山田 耕治君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） 民間のことですので、市からの協力というのはそう簡単にはできるものではないとは思いますが、働きかけはしていただきたいなと要望させていただきます。

保育士不足の主な要因として、子どもを安全に預かる重い責任があるのに、給与や社会的評価が低いことにあると指摘する声もあります。確かに、子どもがお昼寝をしている間も、日誌や記録の記入、お遊戯会や運動会前には、子どもの衣装から小道具、大道具も全て先生の手づくりです。子どもを迎えに行ったときも、遅くまで作業をしている先生の姿には、大変頭が下がります。その割には、対価としての給与が低いのでは、保育士さんた

ちのモチベーションも上がらないのではないかと懸念されているのが実情です。

私は、9月議会で、子育て世代の定住促進について、県内でも出生率の高い本市は、子育てしやすいまちをPRすべきではないかと提案させていただきました。今後も第3子の保育料無料化の所得制限の見直しや、多子世帯のお祝い金等、子育て支援は充実される予定と伺っております。

こんなに子育て支援が充実している本市なのに、さまざまな理由により子どもを預かっていただく場所に困っている方がいることは、残念でなりません。

労働政策研究研修機構の統計によりますと、1980年、全国で専業主婦世帯は1,114万世帯、共働き世帯は614万世帯。私が10歳のころの数字なのですが、断然専業主婦世帯が多く、考えてみると、我が家も母は家にいましたし、どの家に遊びに行っても、大抵のお母さんは家にいたように思います。しかし、1990年には、その数は大体同じとなって、2014年には、専業主婦世帯が720万世帯に対し、共働き世帯が1,077万世帯と、完全に30年前と逆転し、さらにこの数は増えると予想されています。子どもの数は確かに減っていますが、このように、共働き家庭の増加や核家族化を背景に、今後も保育需要は高まると考えられます。

また、安倍内閣は、全ての女性が輝く社会づくりを推進しています。女性の力は、社会において生かしきれていない最大の潜在力。女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支えていく上で不可欠と、女性の社会進出を進めています。

しかし、実際には、小さいお子さんを持つお母さんが働こうと思えば、保育園に頼らざるを得ません。今は数は少ないかもしれませんが、この状況のままでは、今後の社会に逆行するとも言われかねません。

最後に、市長にお伺いします。女性の輝く社会の実現、核家族化の進展など、さまざまな要因で子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない中、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができるよう、子育てを社会全体で支援していくことが必要で、子どもを預ける場所の確保は、子育て支援の初歩的な取り組みだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副議長（山田 耕治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 子育て支援は、言うは易く、とても形も多くあろうかと思いません。現実、私も孫が9人おります。防府に全部住んでおります。ですから、子育て真っ最中の家庭を、長男のところと次男のところと長女のところで見ているわけではありますが、大変だなと思えます。私の率直な感想を述べさせていただきますと、女性が第2子、第

3子と、政府が願う希望出生比率1.8を達成していくようにしていくためには、第2子、第3子と、あるいは第4子というふうに、女性が子どもさんをたくさん産んでくださることが物すごく大事なことはないかと思っております。そのためには、やはり旦那さんである父親の子育てへの深い理解と協力がないと、私は絶対にできないと思っております。うちの場合を言うわけでは決してありません。うちは家内が子育てを手伝っておりますから、まだまだ恵まれているほうだろうと思えますけども、一般的にそのように思います。

それから、第2子、第3子、第4子、第5子というような多子世帯に対しての補助制度も、政府で一元的に持つべきではないかということも、私は提言を繰り返しているところでもございます。さまざまな要因が集まって1.8という数字を達成していけるわけですが、本市の場合は、大変ありがたいことに、県内でも出生率、非常に高い、都市部の中では一番ではないかと思っておりますけども、そういう状況にございますので、まずは、本市から子育てをしやすい社会環境を率先してつくっていくように努力をして、そして、こういうふうによっていけば1.7、7、8か、1.8だったと思えますけども、それが、本市が2.0になりましたよと言えるようなものを目指していきたい、また、そうしなくてはならないのではないかと、そのように思っております、小学生までの医療費を無料化していったことも、子育て支援の一つの方策ではございますけども、まだまださまざまな方策があるように思いますので、今後ともいろいろな角度からの御助言と御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○副議長（山田 耕治君） 2番、藤村議員。

○2番（藤村こずえ君） ありがとうございます。市長は子育て中の家庭のこともよく御存じですので、配慮や、御心配事のある方には寄り添った子育て支援のできるまちだというふうに、防府市がなっていけばいいなというふうに思っております。いま一度、保育施設の入所を望んでいる保護者がどれぐらいいるのか、また、どれくらいの方が困っているのか、その方たちが安心して子どもを預けるには今後どうしていくべきなのか、困っている方の声に耳を傾け、一刻も早い対応を強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（山田 耕治君） 以上で、2番、藤村議員の質問を終わります。

○副議長（山田 耕治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山田 耕治君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会す

ることに決しました。

午後 2 時 7 分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

防府市議会 議長 安 藤 二 郎

防府市議会副議長 山 田 耕 治

防府市議会 議員 橋 本 龍太郎

防府市議会 議員 吉 村 弘 之